

平成27年  
12月定例会  
12月4日～18日

# スポーツ施設に3年間の奨励金 「HAWKSベースボールパーク筑後」に初適用 ～筑後市スポーツ施設誘致条例可決～

12月定例会では、議案14件(議長発議含む)が提案され、すべて原案どおり可決しました。「筑後市スポーツ施設誘致条例」の制定により、筑後市に新しくスポーツ施設が設置された場合、3年間の固定資産税相当分が奨励金として交付されることになりました。3月オープン「HAWKSベースボールパーク筑後」が初めて適用となる予定です。また一般会計補正予算は、3億2470万円を増額、今年度の歳入歳出総額は185億8871万円となりました。様々な福祉サービスの手当てや対象者の増加に伴い、扶助費の増額が顕著となりました。

## 主な議案と質疑

筑後市スポーツ施設誘致条例制定について  
(賛成16 原案可決)

固定資産税額の3年分を交付

青少年の健全育成、市民の健康増進及び社会・経済の活性化を図るため、地域包括連携協定を締結し、市内に新たにスポーツ施設を設置した者に対して、3年間奨励金を交付するもの。

地域包括連携協定の締結が必須

具体的には、市との地域包括連携協定を締結するなどの必要な条件を満たした場合、施設が設置された翌年度以降3年間、固定資産税に相当する額を奨励金として交付する。3月にオープンする筑後船小屋駅西側に建設中の「ホークスベースボ

ルパーク筑後」はこの条例初の適用となる予定である。今後、あらゆるスポーツ施設に門戸を開いていくための条例と位置づけられている。



今後の筑後市との連携に期待  
(平成25年秋・誘致決起集会)

問 条例中、指定の基準について「各種スポーツの全国的な団体等が定める設置基準、建設基準等に適合しなければならぬ」とある。これはどういうことなのか。

答 例えは「ホークスベースボールパーク筑後」であれば、日本野球機構の認定を受ける施設であるということ、また建設

基準については、建築基準法や県の福祉のまちづくり条例等への適合が必要となる。

問 奨励措置については「固定資産税に相当する額の全部又は一部を奨励金として交付する」とある。この全部と一部の違いは、何か基準があるのか。

答 基本的には、対象となる施設の全部の固定資産税に相当する額を想定している。ただ敷地内に用途とは違う施設がある場合や、その後新たに施設が建設される場合などは、3年間の限定としているため、一部という対応もあると想定している。

問 この条例は対ソフトバンクのためだけに作ったものではないのなら、地域包括連携協定の内容によって、きちんとした交付の基準(条件)が必要では。

答 地域包括連携協定の内容のチェックなどについては、規則等で詳細を決定していく。



3月19日いよいよファーム開幕

問 条例の名称には「誘致」の文言がある。本文には一度も出てこないがなぜか。条例の題名はその内容を分かりやすく説明したものでなければならぬと思うが。

答 筑後市にスポーツ団体の公認施設を誘致するためにこの条例を作ったというのが大きな理由である。

問 それならばなおのこと、本文に誘致を謳ったかどうか。その方が分かりやすいし、市として取り組みもしやすいのでは。

答 あくまでPRのため誘致条例としている。

## 最終日討論にて

継続審査とすべき意見

委員審査でも、全会一致ではなく賛成多数となつている状況である。実際の奨励金の交付は29年度からなので、まだ十分に時間がある。文言の整理等を含め、もっと時

間をかけて精査すべきではないか。

平成27年度筑後市一般会計補正予算(第3号)  
(全員賛成 原案可決)

平成27年度の予算総額を3億2470万円増額し、185億8871万円とするもの。主なものは、民生費の自立支援給付に要する経費1億160万円の増額、子どものための教育・保育給付等事業に要する経費8000万円の増額、生活保護扶助費6710万円の増額等。他に寄付金を活用し、筑後市奨学会への補助金の増額156万円や選挙権年齢を18歳以上に引き下げる法改正に伴うシステム改修費297万円等も盛り込まれた。

問 自立支援給付費では、どういったサービスの利用が増しているのか。

答 在宅の人への居宅サービスと施設入所者への生

活介護、最近では就労支援施設等への補助も大きくなつてきている。

問 生活保護扶助費は、すでに26年度決算額を5700万円上回っている。どういった世帯が増しているのか。

答 受給世帯は、昨年度と比較して8.4%増加の214世帯である。高齢者のみの世帯とその他の世帯(就労ができる世帯)が増加しているが、全国的にも同じ傾向である。

問 奨学会への補助金の増額は具体的にはどのようなことか。

答 今回2件の寄付により合計156万円を筑後市奨学会への補助金として増額している。この奨学会の奨学金制度については、市からの補助金と基金によって運営しているが、奨学生については現在、高校生各学年15人毎月9000円を支給している。